

南知多町総合教育会議の運営等に係る確認事項等について~~（案）~~

南知多町総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、会議の運営等に関し必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 南知多町総合教育会議（以下「会議」という。）の開催の頻度、時期及び協議・調整結果への対応について
 - (1) 会議は、年1回、7月に開催する。
 - (2) 町長が、要綱第2条で規定する会議の所掌事項について、特に協議又は事務の調整を行う必要があると認めたとき、又は要綱第4条第2項の規定により、教育委員会が、町長に対し会議の招集を求め、町長がこれを認めたときは、随時、開催することとする。
 - (3) 町長と教育委員会との間で調整のついた（合意した）事項については、互いにその結果を尊重し、それぞれの事務を管理・執行していくことになるが、仮に、町長と教育委員会の判断が分かれた場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第21条に規定する教育に関する事務の管理・執行については、教育委員会が最終責任者として決定し、教育に関する予算の編成・執行等については、町長が最終責任者として決定することとする。
- 2 要綱第7条第1項における議事録の作成方法は、要点記録形式（会議の要所・要点を記録）によるものとする。
- 3 要綱第7条第2項における議事録の公表の方法は、南知多町公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

また、会議の日程等の事前の公表方法についても、同様とする。
- 4 要綱第6条ただし書における「その他公益上必要があると認めるとき」に該当する事項としては、南知多町情報公開条例（平成12年南知多町条例第42号）第7条各号に掲げる情報とする。例示すれば、次のとおり。

（例）

 - ・ いじめ・不登校等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある情報（町情報公開条例第7条第2号関係：個人情報であって、公表することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの）
 - ・ 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、議会に付議する前の意思決定過程の情報（町情報公開条例第7条第5号関係：町の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの）

- ・訴えの提起、損害賠償請求、教職員等の非違行為等に係る情報（町情報公開条例第7条第6号関係：①契約・交渉・争訟に係る事務に関し、地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの、②人事管理に係る事務に関し、公正・円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの）

5 その他要綱運用に係る共通認識事項について

会議において「協議・調整」を進めるにあたり、構成員間での共通認識事項として、改正法施行通知（平成26年7月17日付け文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）等より抜粋し、次のとおり掲載する。

(1) 会議の設置目的（背景）について（要綱第1条関係）

平成27年4月1日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来のとおりしながら、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、長と教育委員会の連携強化を図ることとされたところである。

町長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。

また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。

こうしたことを踏まえ、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町の教育に係る課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、地教行法第1条の4第1項の規定に基づき、「南知多町総合教育会議」を設置するところである。

(2) 会議の位置付けと構成員等について（要綱第2条・第3条関係）

① 会議は、町長と教育委員会という「対等な執行機関同士の協議・調整の場」という位置付けであり、地方自治法第138条の4第3項（第202条の3）の附属機関（町長の諮問に応じて審議を行う諮問機関）には当たらない。

② 会議の構成員は、町長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての教育委員が会議に出席することが基本であるが、緊急の場合には、町長と教育長のみで会議を開くことも可能とする。この場合においては、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長が調整・決定することを可能とするが、そうではない場合には、後日、教育委員会において再度検討したうえで、改めて町長と協議・調整を行うものとする。

③ 会議は、町長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整の場であることから、執行機関ではない代理者が出席して開催することはできないものとする。

④ 要綱第2条における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行、条例提案や児童福祉などの町長の権限に属する事務との調和（合意）を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として、幅広く行われるものを意味するものである。

(3) いじめ対策について（要綱第2条関係）

- ① いじめ防止対策推進法では、町長は、いじめによる重大事態が発生した場合、重大事態が発生した旨の報告を受けるとともに、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、再調査を行うことができることとされている。
- ② 一方、総合教育会議においては、いじめ自殺事案のように緊急の場合にも、町長と教育委員会が協議・調整を行うことができることとされており、例えば、学校や教育委員会の対応の検証、事件発生後の対応方針、その他当該学校及び町全体としての再発防止策の検討・立案について議論することが考えられる。
- ③ また、いじめの未然防止のためにも、総合教育会議において教育委員会が町長部局との連携をより一層強め、迅速かつ適切な対応を行うことが可能となる。